

2026年6月26日

各 位

会社名 株式会社スマレジ
代表者名 代表取締役 宮崎 龍平
(コード番号：4431 東証グロース)
問合わせ先 管理部長 式地 めぐみ
TEL. 06-7777-1772

業績連動型譲渡制限付株式 (PSURS) 報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日付けの取締役会決議において、役員報酬制度の見直しを行い、新たな業績連動型譲渡制限付株式 (PSURS) 報酬制度 (以下「本PSURS制度」といいます。) の導入を決議し、本PSURS制度に関連する議案を2026年7月29日開催予定の当社第21期定時株主総会 (以下「本株主総会」といいます。) に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本PSURS制度の導入の目的及び条件

(1) 本PSURS制度の導入の目的

本PSURS制度は、当社の取締役 (以下「対象取締役」といいます。) を対象として、当社の企業価値及び株主価値の持続的な向上に向けた魅力あるインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有 (アラインメント) と中長期的な価値創造への動機付けを強化することを目的として導入される制度です。

(2) 本PSURS制度の導入の条件

本PSURS制度は、対象取締役に対し、報酬等として、当社の普通株式 (譲渡制限付株式) を交付するものであるため、本PSURS制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬額は、金銭報酬については、2017年7月31日開催の第12期定時株主総会において、年額300百万円以内 (ただし、使用人の給与分は含みません。) とご承認いただいております。また、当社は、2021年7月28日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度 (以下「本RS制度」といいます。) 及び事後交付型業績連動型株式報酬制度 (以下「本PSU制度」といい、本RS制度と総称して「現制度」といいます。) の導入、並びに、対象取締役に対して、本RS制度に基づき譲渡制限期間の開始日の属する事業年度中に開催される当社の定時株主総会の開催日までの期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額及び本PSU制度に基づき一事業年度に係る報酬等として支給する金銭報酬債権の総額の合計を上記報酬枠 (年額300百万円以内) の枠内で100百万円以内 (社外取締役については20百万円以内) とし、また現制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年2万株以内 (社外取締役については4千株以内) とすること等につき、ご承認いただいております。

本株主総会では、現制度に加え、本PSURS制度を導入し、当社を取り巻く経営環境の変化や市場報酬水準の上昇等も踏まえ、業績連動型の株式報酬の比重を高め、支給率の上限を引き上げることで、取締役の業績目標へのコミットメントを一層強固なものとする観点から、対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に考慮し、本PSURS制度の導入に伴い取締役の報酬額を年額400百万円以内 (ただし、使用人の給与分は含みません。) (社外取締役については70百万円以内) とし、変更後の上記報酬枠 (年額400百万円以内) の枠内で、対象取締役に対する現制度 (本PSU制度については、本株主総会でご承認いただいた場合の改定内容を含むもの) とする報酬等の総額と本PSURS制度に関する報酬等として支給する

金銭報酬債権の総額を併せて年額200百万円以内（社外取締役については40百万円以内）とし、また、本PSURS制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を、現制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数と併せて年10万株以内（社外取締役については2万株以内）（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします。）として設定すること等につき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

各対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その報酬枠の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

2. 本PSURS制度の概要

(1) 本PSURS制度の概要

本PSURS制度は、対象取締役に対し、一事業年度（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2026年5月1日から2027年4月30日の一事業年度とし、当初の評価期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各評価期間終了直後に開始する一事業年度を新たな評価期間として、本PSURS制度を実施することができることとします。）中の当社業績等の数値目標（具体的な指標は、ARR（年間経常収益）、売上高その他の経営指標のうちから、その時々々の経営環境及び事業戦略を踏まえて取締役会において決定します。）を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式（譲渡制限付株式）を、評価期間分の報酬等として交付する事後交付型業績連動型の株式報酬制度です。

したがって、本PSURS制度は上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付するものであることから、本PSURS制度の導入時点では、株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

なお、本PSURS制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役（当該株式の交付の決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある者に限ります。）との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- 1 対象取締役は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- 2 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(2) 本PSURS制度の仕組み

本PSURS制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- (i) 当社は、本PSURS制度において使用する当社業績等の各数値目標やその達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社普通株式の数の具体的な算出にあたって必要となる指標及び算式等を当社取締役会において決定します。
- (ii) 当社は、評価期間終了後、当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定します。
- (iii) 当社は、上記(ii)で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とされない範囲内で当社取締役会において決定します。

- (3) 本PSURS制度に基づき各対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法
当社は、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定します。

[算定式]基準交付株式数(※1)×支給率(※2)

※1 各対象取締役の職位等を考慮して、当社取締役会において決定します。

※2 評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

なお、上記(2)(iii)の金銭報酬債権は、現制度及び上記の本PSURS制度に関する報酬等の総額の金額(年額200百万円)(社外取締役については40百万円以内)の範囲内で支給するものとし、本PSURS制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、現制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数と併せて年10万株以内(社外取締役については2万株以内)といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします)。

- (4) 対象取締役に對する当社普通株式の交付要件

本PSURS制度においては、評価期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあった各対象取締役に對し、評価期間終了後、当社普通株式(譲渡制限付株式)を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象となる対象取締役及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、上記(3)記載の算定方法に従い、評価期間経過後の当社取締役会において決定します。なお、対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為等がある場合は、本PSURS制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

- (5) 組織再編時等の取扱い

当社は、評価期間中に、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当社普通株式に代えて、合理的に定める額の金銭(ただし、本PSURS制度に基づき交付される当社の普通株式の総額と併せて年額200百万円以内(社外取締役については40百万円以内)といたします。)を支給することとします。

なお、本議案は、下記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿う内容の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数は、上記の上限数の範囲内であり、希薄化率も軽微であることから、本議案の内容は、相当であると考えております。

【ご参考】

本株主総会において本PSURS制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員等に対しても、本PSURS制度と同様の業績連動型譲渡制限付株式(PSURS)報酬制度を導入する予定です。

以 上